

阪南市新総合計画策定方針

総務部 みらい戦略室

目 次

1. 基本的な考え方	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 法的根拠について	1
(3) 阪南市総合計画の経緯	2
(4) 総合計画の名称	2
(5) これからの総合計画に求められるもの	2
2. 策定の基本方針	3
(1) 市民に開かれた計画づくり	3
(2) 市民に分りやすい計画づくり	3
(3) 行政評価に対応する計画づくり	3
3. 計画の構成と期間	4
(1) 総合計画の構成	4
(2) 基本構想	4
(3) 基本計画	4
(4) 実施計画	4
4. 計画の策定体制とその手法	5
(1) 庁内体制	5
(2) 外部助言体制	5
(3) 市民参画	6
・ 阪南市総合計画策定体制（イメージ）	8
・ 阪南市総合計画策定スケジュール	9

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

現総合計画は、将来の都市像を「うみ・やまを愛し、幸せをささえあう、安心とうるおいのあるまち 阪南」と設定し、その目標年次を、「平成27年を見通しつつ、おおむね平成22年」として平成13年3月に策定しており、本計画に沿って本市のまちづくりを推進しているところであります。

一方、近年の社会情勢としては、少子高齢社会や人口減少社会の到来、地方分権の推進、地球規模の環境問題等、数多くの分野での課題が山積されている状況であり、本市を取り巻く環境もより一層厳しさを増しており、そのような厳しく著しい社会情勢の変化に柔軟に対応していくためには、新たな市政運営の基本となる指針が必要であります。

また、国土政策としては、昭和25年当時の「国土総合開発法」を根拠法とする開発を基調とし、量的拡大を志向した「国土総合開発計画」から、今後の人口減少社会や地方分権の推進等を背景とし、国土の質的向上を図り利用と保全を重視した成熟社会型の計画に大きく転換され、平成17年7月に制定された「国土形成計画法」を根拠法として、今後、概ね10ヶ年間にわたる国土づくりの方向性を示した「国土形成計画（全国計画）」が平成20年7月4日に閣議決定されました。

新たな「国土形成計画」の体系は、「全国計画」と各広域ブロック単位における地域の将来像を示した「広域地方計画」の二段階の計画制度となっており、近畿2府4県の「近畿圏広域地方計画」については、平成21年8月4日に国土交通大臣により計画決定が行われています。

こうした国及び広域の地方計画等の動向や、本市の特性・課題などを踏まえ、著しい社会の潮流を見極めつつ、次世代を展望した新たな総合計画を策定するものです。

(2) 法的根拠について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項において「市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と策定義務が規定されています。

さらに、阪南市自治基本条例（平成21年7月1日施行）第26条第2項において、基本構想に基づく基本計画、また、それに基づく事業の評価を行わなければならないということが規定されています。

(3) 阪南市総合計画の経緯

総合計画策定 平成 5年3月 (1993年)

総合計画策定 平成13年3月 (2001年)

(4) 総合計画の名称

「阪南市総合計画」

(5) これからの総合計画に求められるもの

これまでの総合計画（政策形成）は、市のあらゆる課題に対し、課題解決のための全ての施策を体系化して策定してきましたが、厳しい財政状況等のなか、実効性の担保が伴わない総花的な計画で終わっているという傾向があります。

今後において策定する総合計画は、課題解決のための施策等の実現や市民との合意形成の仕組みづくり、さらには財源の有効利用が可能なシステムの構築といった、より明確なビジョンに基づく、戦略性と実効性を併せ持つ総合計画の策定が必要となります。

2 策定の基本方針

(1) 市民に開かれた計画づくり

阪南市自治基本条例の制定後における、本格的な市民参画による計画策定であることから、本条例と総合計画を有機的に連動させ、自治基本条例の理念に則った総合計画の策定を進めます。

そのためには、市民と職員が自分達でつくった総合計画という共通認識を持ち、また市民と行政がまちづくりの目標を共有することができるよう策定することが重要であり、市民参画・公民協働を積極的に行い策定するものとします。

(2) 市民に分かりやすい計画づくり

近年の総合計画は、成果指標等の数値目標を設定して、その達成度を評価、検証することができる計画を策定している自治体が増加しています。

総合計画の策定に際しては、市民と行政がまちづくりの目標を共有することによりその実効性が確保されるよう、市民に分かりやすい表現で誰が見ても理解できるような計画を策定する必要があります。

(3) 行政評価に対応する計画づくり

従来の総合計画は、総花的に主要施策を中心に記述されているのが一般的でした。しかしながら、三位一体の改革、地方分権の推進等により、交付金等の削減や税源の移譲など、自己決定、自己責任が問われる時代となっています。

これらを背景として、より一層の事業選択と集中を図り、効果的な投資と事業効果について評価を行う必要があります、そういった行政評価システムに対応することができる計画を策定する必要があります。

3 計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構成としますが、「基本構想」と「基本計画」を一体としたものを平成23年度までに策定します。

(2) 基本構想

本市の特色及び基本的課題を踏まえ、望ましい将来の都市像とそれを実現するための基本目標並びに施策の大綱と基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

将来像の目標年次は、2025年（平成37年）を見通しつつ、概ね2020年（平成32年）とします。

(3) 基本計画

基本構想に掲げた目標を実現していくための施策体系と個別施策の内容により構成します。計画期間としては、前期後期の5年間を目標とします。

(4) 実施計画（行政経営システムの検討）

基本構想、基本計画に基づき、目標達成に向けた具体的な施策や事業を計画的に推進するため、毎年ローリングを実施する3ヵ年計画とします。

4 計画の策定体制とその手法

計画の策定に際しては庁内組織を設置し、現総合計画の進捗状況や今後の課題等について整理するとともに、住民意識調査や市民ワークショップ（地区懇談会）などを開催し、また、阪南市自治基本条例に則り、市民参画・公民協働を基本とし、計画を策定するものとします。

（１）庁内体制

① 阪南市総合計画策定庁内検討委員会

連絡調整会議等で策定された素案の審議及び案を策定します。

□役 割：総合計画素案の審議及び案の策定

□構成員：副市長、部長職

② 阪南市総合計画策定庁内連絡調整会議

各部所管事項にかかる現況と課題、今後の方針、具体的な施策・事業等を検討し、総合計画素案を策定します。

□役 割：総合計画素案検討・策定

□構成員：各部・課長職

③ みらいプロジェクトチーム

行政経営プロジェクトチーム及び土地利用構想プロジェクトチームを設置します。また、策定過程において浮かび上がる課題の解決のため、その都度、必要となるプロジェクトチームを設置し検討します。

□役 割：総合計画素案検討・策定のための基礎データの抽出等

□構成員：検討する事項に関連する課の代表職員及び公募職員

（２）外部助言体制

総合計画素案の策定に対し、有識者の専門的な見地から助言を行います。

① 有識者懇談会

総合計画素案に対する助言を行います。

□実施時期：平成２２年度

□役 割：総合計画素案の助言

□構成員：有識者

(3) 市民参画

① 阪南市総合計画審議会

阪南市総合計画に関する事項について、調査及び審議するため、阪南市総合計画審議会条例に基づき、市長の諮問に応じ、設置します。

□設置年度：平成23年度

□委員数：20名以内

□委員構成：学識経験者、公共的団体の代表者、(仮称)阪南みらい会議の代表者、公募市民

② (仮称) 阪南みらい会議

基本構想の将来像に活かすため、将来の阪南市のまちづくりへの市民の想いを提言します。

□設置年度：平成21年度

□委員数：30名以内

□構成：学識経験者(アドバイザー)、公共的団体の経験者、公募市民

③ 中学生会議

基本構想の将来像に活かすため、中学生アンケートを行い、それに基づく将来のまちづくりへの中学生の想いを提言します。

□実施時期：平成21年度～平成22年度

□調査対象：阪南市立中学校生徒を対象にアンケートを行う。
生徒会を中心にアンケートに基づき会議を行う。

□対象者：阪南市立中学校生徒

④ 住民意識調査

総合計画素案策定にあたって、広く住民からの意見、要望、提案を聞き取り、住民の意見等を反映した計画づくりを行うための基礎調査を行います。

□実施時期：平成22年度

□調査対象：阪南市全域、市内在住の16歳以上

□対象者数：3,000人

⑤ 市民ワークショップ(地区懇談会)

総合計画素案策定にあたって、地域における市民の方からの意見、要望、提案を聞き取り、意見等を反映した計画づくりを行うため、市民ワークショップ(地区懇談会)を行います。

☐実施時期：平成２２年度

☐調査対象：中学校区

⑥ 団体懇談会

総合計画素案策定にあたって、広く団体からの意見、要望、提案を聞き取り、意見等を反映した計画づくりを行うため、各種団体による懇談会を行います。

☐実施時期：平成２２年度

☐調査対象：各種団体

⑦ パブリックコメント

総合計画の案を公表し、広く市民の意見を求め、計画策定に反映します。

☐実施時期：平成２３年度

阪南市総合計画策定体制（イメージ）

